

○千歳市高齢者運転免許自主返納サポート事業実施要綱

令和5年1月27日市長決裁（市民環境部長専決）

（目的）

**第1条** この要綱は、高齢者による自動車事故防止等を促進するため、運転能力に不安を覚えながら自動車の運転を継続している高齢者が運転免許証を返納しやすい環境づくりを行う「千歳市高齢者運転免許自主返納サポート事業」の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 運転免許 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第92条第1項に規定する運転免許証で、同法第92条の2に規定する有効期限内にあるものをいう。

（2） 自主返納 道交法第104条の4第1項の規定により、本人の申請に基づき、公安委員会に対し、運転免許の全部を取消申請し、運転免許証を返納することをいう。

（3） 申請による運転免許の取消通知書 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の9第4項の規定により交付される通知書をいう。

（4） バス 道路運送法（昭和26年法律第125号）第3条第1号イに規定する一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。）

（5） タクシー又はハイヤー 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業又は同法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自動車をいう。（以下「タクシー等」という。）

2 この要綱において「指定事業者」とは、次に掲げるものであって、市長が指定するもの（第3号に掲げるものを除き、市税の滞納がないものに限る。）をいう。

（1） 市内において路線バスを運行する者

（2） 市内においてタクシー等を運行する者

（3） 市内において特定の地域を対象として設置するバス運行協議会

（対象者）

**第3条** この要綱による事業の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

（1） 平成31年4月1日以降に自主返納した者で、自主返納した時に満75歳以上である者

（2） 本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づいて本市の住民基本台帳に記載されている者

(3) 申請による運転免許の取消通知書の交付を受けている者

(助成の内容)

**第4条** 助成の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 「千歳市高齢者運転免許自主返納サポート事業バス等利用券」（以下「利用券」という。）

の交付とし、交付金額は、1人につき1万円（100円×100枚）とする。

(2) 助成は対象者本人につき1回限りとし、紛失等における再交付はしないものとする。

(助成の申請)

**第5条** 前条の規定による助成を受けようとする者は、「千歳市高齢者運転免許自主返納サポート事業バス等利用券交付申請書」（第1号様式。以下「申請書」という。）に申請による運転免許の取消通知書（又は無効となった運転免許証）及び生年月日を確認できる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(利用券の利用方法)

**第6条** 利用券の利用方法は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 利用券を利用することができる者は、対象者本人のみとする。

(2) 利用券は、指定事業者が運行する路線バス、バス運行協議会及びタクシー等の市内乗車に限り利用できるものとする。

(3) 利用券は、1回の乗車につき運賃を上回らない範囲で複数枚使用できるものとする。

(4) 利用券は、現金との併用を妨げない。ただし、現金との交換及びバス利用券のみの使用による釣銭の交付は、行わない。

(5) 利用券は、有効期限を定めないものとする。

(譲渡及び貸与の禁止等)

**第7条** 対象者は、利用券を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

2 市長は、偽りその他不正な手段により、利用券の助成を受け、又は利用した者があるときは、その者に当該利用券の返還を命じ、又は使用した利用券の金額に相当する金額の納付を命じることができる。

(指定事業者の指定手続等)

**第8条** 指定事業者になろうとする者（次項において「申込者」という。）は、次に掲げる書類を添付し、「千歳市高齢者運転免許自主返納サポート事業指定事業者申込書」（第2号様式）を市長が定める期間内に市長に提出しなければならない。

(1) 第2条第2項各号に規定する事業の許可書、契約書その他当該事業が適正であることを証

するものの写し

(2) 納税証明書（第2条第2項第3号に掲げるものを除く。）

2 市長は、前項の申込書の提出があった場合は、その申込書の内容を速やかに審査し、指定事業者の指定をしたときは、「千歳市高齢者運転免許自主返納サポート事業指定事業者証」（第3号様式。以下「事業者証」という。）を申込者に交付する。

3 指定事業者は、第1項の申込書に記載した事項に変更が生じたときは、当該変更が生じた日から起算して10日以内に「千歳市高齢者運転免許自主返納サポート事業指定事業者変更届」（第4号様式）により市長に届け出なければならない。

4 市長は、当該指定事業者が第2条第2項各号に掲げる事業を適正に運営しているかどうかを確認するため、第1項第2号の納税証明書について毎年提出を求めることができる。

（指定事業者の辞退、取消し等）

**第9条** 指定事業者が指定を辞退しようとするときは、その30日前までに「千歳市高齢者運転免許自主返納サポート事業指定事業者辞退届」（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、指定事業者が次の各号の一に該当するときは、指定を取り消し、又は期間を定めて指定の停止をすることができる。

(1) 第2条第2項各号の要件を欠くに至ったとき。

(2) 前条第4項の求めに応じないとき。

(3) 次条の請求に際し、不正な行為をしたとき。

(4) その他市長が指定事業者として不適当と認めたとき。

3 前2項の規定により指定事業者を辞退し、または取り消され、若しくは停止された者は、直ちに事業者証を市長に返還しなければならない。

（請求及び支払）

**第10条** 指定事業者は、対象者が利用券を利用したときは、当該利用券の使用に相当する金額を市長に請求するものとする。

2 前項の請求は、「千歳市高齢者運転免許自主返納サポート利用券相当額請求書」（第6号様式）と受領した利用券を添えて、当月分を翌月の10日までに市長に請求するものとする。

3 市長は、前2項の規定による適法な請求があったときは、当該請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

（委任）

**第11条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、令和5年1月27日から施行する。

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月17日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の千歳市高齢者運転免許自主返納サポート事業実施要綱により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。